

生駒市規則第6号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の3」に改める。

第2条を次のように改める。

(内部組織)

第2条 公室及び部(以下これらを「部」という。)の内部組織は、次のとおりとする。

市長公室

秘書課 秘書係
政策企画推進課 政策企画推進係
広報広聴課 広報広聴係
人事課 人材育成係 給与係

総務部

総務課 総務係 文書法制係 情報統計係 行政経営係
防災安全課 防災係 生活安全係
消費生活センター
契約検査課 契約係 検査係
情報政策課 情報化推進係 情報システム係
財政課 財政係

地域活力創生部

市民活動推進課 市民活動推進係
市民活動推進センター
いこまの魅力創造課 魅力創造係
環境モデル都市推進課 環境モデル都市推進係 地球温暖化対策係

経済振興課 農林係 商業観光係 企業支援係
高山竹林園

市民部

市民課 市民係
課税課 庶務係 市民税係 土地係 家屋係
収税課 庶務係 徴収係 滞納整理係
人権施策課 人権施策係 人権教育係
人権文化センター
男女共同参画プラザ
環境保全課 管理係 事業係 施設係 保全係
清掃リレーセンター

福祉健康部

高齢施策課 庶務年金係 高齢対策係
地域包括ケア推進室 予防推進係 包括ケア推進係
障がい福祉課 障がい福祉係 支援係
保護課 庶務係 保護係
介護保険課 事業推進係 給付係 認定係
健康課 管理係 保健予防係 成人保健係
病院事業推進課 病院事業推進係
国保医療課 国保係 福祉医療係

建設部

管理課 管理係 維持保全係
事業計画課 計画係 地籍調査係
土木課 整備係 用地係
営繕課 管理係 営繕第1係 営繕第2係

都市整備部

都市計画課 調整係 計画係
学研推進室 学研推進係
建築課 建築指導係 建築審査係 開発指導係
みどり公園課 公園管理係 緑化景観係
花のまちづくりセンター

上下水道部

下水道課 管理係 施設係 工務係
竜田川浄化センター

第4条中「秘書広報広聴課」を「秘書課」に改め、同条秘書係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同項第9号を削り、同条広報広聴係の項を削る。

第5条から第7条までを次のように改める。

第5条 政策企画推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

政策企画推進係

- (1) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (2) 政策情報の収集に関すること。
- (3) 行政組織に関すること。
- (4) 総合計画審議会に関すること。
- (5) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関すること。

第6条 広報広聴課が分掌する事務は、次のとおりとする。

広報広聴係

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) 広報いこま、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 報道機関に関すること。
- (5) 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 市民の陳情、要望等の受付及び連絡調整に関すること。

第7条 人事課が分掌する事務は、次のとおりとする。

人材育成係

- (1) 人事管理制度の調査及び計画に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒、職階、試験、賞罰、服務その他勤務条件に関すること。
- (4) 人事評価に関すること。
- (5) 職員団体に関すること。

- (6) 退職手当審査会に関する事。
- (7) 職員の研修及び教養に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員互助会に関する事。
- (10) 職員の表彰に関する事。
- (11) 部及び課の庶務に関する事。

給与係

- (1) 職員の給与その他の給付の決定、裁定及び支給に関する事。
- (2) 給与制度の調査及び計画に関する事。
- (3) 特別職報酬等審議会に関する事。
- (4) 職員の公務災害補償に関する事。
- (5) 公務災害補償等認定委員会に関する事。
- (6) 公務災害補償等審査会に関する事。
- (7) 奈良県市町村職員共済組合に関する事。

第8条に次の1項を加える。

行政経営係

- (1) 行政改革の推進に関する事。
- (2) 行政改革推進委員会に関する事。
- (3) 未利用地の活用に関する事。
- (4) 他の部課の所管に属さない事。

第9条中「危機管理課」を「防災安全課」に改め、同条危機管理係の項第1号中「危機管理の総合調整及び対策」を「災害対策の総合調整」に改め、同項第2号中「危機管理に関する情報の収集及び報告」を「防災に関する調査及び研究」に改め、同項第6号中「結成」の次に「及び育成」を加え、同項第9号を削り、同項を同条防災係の項とし、同条に次の1項を加える。

生活安全係

- (1) 法律相談に関する事。
- (2) 行政相談委員に関する事。
- (3) 暴力排除推進協議会及び防犯協議会に関する事。
- (4) 非核平和都市に関する事。
- (5) 自動車臨時運行許可申請の受付及び許可書の交付に関する事。
- (6) 自衛官の募集に関する事。
- (7) 交通対策の調査研究に関する事。
- (8) 公共交通網に関する事。
- (9) 交通安全思想の普及に関する事。
- (10) 放置自転車等の対策に関する事。
- (11) 市営自転車駐車場及び市営自動車駐車場に関する事。
- (12) 交通対策協議会に関する事。
- (13) 課の庶務に関する事。

第9条の3を削り、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 消費生活センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者行政の企画及び調査に関する事。
- (2) 消費生活のための相談及び啓発に関する事。
- (3) 消費生活審議会に関する事。
- (4) 消費生活センターの管理及び運営に関する事。

第9条の4 情報化推進係の項に次の1号を加える。

- (4) 情報技術の活用による市民サービスの向上に関する事。

第10条及び第10条の2を次のように改める。

第10条 市民活動推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

市民活動推進係

- (1) 市民参画及び協働の推進に関する事。
- (2) 市民自治協議会に関する事。
- (3) 市民自治推進委員会に関する事。
- (4) 市民交流事業の企画及び運営に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 友好都市に関する事。
- (6) 自治振興に関する事。
- (7) 認可地縁団体に関する事。
- (8) 地区集会所に関する事。
- (9) 市民憲章及び親切美化県民運動に関する事。

第10条の2 市民活動推進センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民の公益活動の推進に関する事業の企画及び運営に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 公益活動団体の支援に関する事。
- (3) 市民活動団体支援制度審査会に関する事。
- (4) ボランティア活動の普及啓発に関する事。
- (5) 市民活動推進センターの管理及び運営に関する事。

第10条の2の次に次の1条を加える。

第10条の2の2 いこまの魅力創造課が分掌する事務は、次のとおりとする。

魅力創造係

- (1) いこまの魅力創造、地域経済の活性化等市政全般に係る市内外の関係者との連携及び協働に関する事。
- (2) シティプロモーションの推進に関する事。

第10条の3環境保全系の項を削る。

第10条の4農林系の項第7号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条商工観光系の項第1号中「商工業」を「商業」に改め、同項第4号中「商工観光関係団体」を「商業観光関係団体」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号から第11号までを削り、同項を同条商業観光系の項とし、同条に次の1項を加える。

企業支援係

- (1) 工業の振興に関すること。
- (2) 企業等の誘致に関すること。
- (3) 企業等の立地に関すること。
- (4) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 創業支援に関すること。
- (6) 雇用対策に関すること。

第11条市民系の項第6号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条庶務系の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

- (9) ふるさと納税に関すること。

第16条に次の2号を加える。

- (4) 小平尾南老人憩の家に関すること。
- (5) 小平尾南児童館に関すること。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条 環境保全課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 一般廃棄物事業の総合計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (4) ごみ減量化の促進に関すること。
- (5) 清掃リレーセンターの調整に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

事業係

- (1) 一般廃棄物処理の委託に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬体制等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の委託業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の再生利用指定に関すること。
- (6) 一般廃棄物の処理手数料に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (7) 一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。
- (9) 資源回収の実施団体の育成指導に関すること。
- (10) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (11) し尿くみ取り申請の受付に関すること。

施設係

- (1) 清掃センター及びエコパーク21に関すること。
- (2) ごみの焼却処理に関すること。

- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。

保全係

- (1) 自然環境及び生物の多様性の保全に係る企画調整に関すること。
- (2) 公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整に関すること。
- (4) 竜田川流域生活排水対策連絡協議会に関すること。
- (5) 環境保全に関する協定書の締結に関すること。
- (6) 環境美化の推進に関すること。
- (7) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (8) 墓地等の経営の許可等に関すること。
- (9) 市営火葬場に関すること。
- (10) 埋火葬の許可に関すること（市民課の届出に係るものを除く。）。
- (11) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (12) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (13) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録等に関すること。
- (14) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関すること。
- (15) そ族、昆虫等の駆除の指導に関すること。
- (16) 学研高山地区環境保全対策委員会に関すること。

第19条 清掃リレーセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管に係るごみの処理に関すること。
- (2) ごみの処理手数料に関すること（環境保全課事業係に係るものを除く。）。
- (3) 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

第20条 庶務年金係の項第4号中「通達」を「進達」に改め、同条高齢対策

係の項第3号中「生きがい」を「生きがいづくり」に改め、同項第4号中「災害支援」を「災害時要援護者避難支援事業」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号を同項第7号とし、同条包括ケア推進係の項を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

第20条の2 高齢施策課地域包括ケア推進室が分掌する事務は、次のとおりとする。

予防推進係

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業に関する事。
- (2) 自立支援型地域ケア会議に関する事。
- (3) 事業対象者被保険者証の交付に関する事。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業の請求及び審査に関する事。
- (5) 介護予防・生活支援サービス提供事業者の指定に関する事。
- (6) 介護予防ケアマネジメントに関する事。

包括ケア推進係

- (1) 在宅医療と介護の連携に関する事。
- (2) 認知症施策に関する事。
- (3) 生活支援体制整備に関する事。
- (4) 地域ケア会議に関する事。
- (5) 高齢者虐待や支援困難ケースに関する事。
- (6) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関する事。

第21条障がい福祉係の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障がい者の医療保護入院に係る市長同意に関する事。

第21条支援係の項中第3号を削り、同項第4号中「障害程度区分」を「障

害支援区分」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による相談支援事業」を「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「障がい者に対する虐待」を「障がい者の権利擁護」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 障がい者地域自立支援協議会に関すること。

第22条から第26条までを次のように改める。

第22条 保護課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 生活保護費等の予算経理に関すること。
- (2) 生活保護に係る統計及び報告に関すること。
- (3) 医療券及び介護券の発行に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

保護係

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める各種扶助に関すること。
- (2) 生活保護法に定める調査、指導及び措置に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

第23条 介護保険課が分掌する事務は、次のとおりとする。

事業推進係

- (1) 介護保険料の課税資料の調査及び賦課徴収に関すること（第2号被

保険者に係るものを除く。)

- (2) 介護保険被保険者の資格等の届出に関する事。
- (3) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関する事。
- (4) 介護保険の運営に関する事。
- (5) 介護保険事業計画に関する事。
- (6) 介護保険運営協議会に関する事。
- (7) 介護保険のサービス提供事業者の指定、指導及び育成に関する事。
- (8) 介護保険施設の設置及び介護保険サービスの開始に係る意見書（市及び社会福祉法人に係るものを除く。）に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

給付係

- (1) 保険給付金の支払その他保険給付に関する事。
- (2) 介護報酬の請求及び審査に関する事。

認定係

- (1) 要介護認定の申請及び認定に関する事。
- (2) 介護認定審査会に関する事。

第24条から第26条まで 削除

第27条管理係の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地域医療連携に関する事（他課の所管に係るものを除く。)

第28条病院事業推進係の項第1号中「病院事業」を「市立病院」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 市立病院管理運営協議会に関する事。
- (4) 地域医療連携に関する事（他課の所管に係るものを除く。)

第34条営繕係の項を同条営繕第1係の項とし、同条保全係の項を次のように改める。

営繕第2係

- (1) 教育施設建築物及び附帯施設の建設及び整備工事に関すること。
- (2) 教育施設建築物及び附帯施設の修繕工事に関すること。
- (3) 建築物及び附帯施設の保全計画に関すること。
- (4) 保全計画に基づく建築物及び附帯施設の保全工事に関すること。

第36条調整係の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同条計画係の項中第8号を削る。

第36条の次に次の1条を加える。

第36条の2 都市計画課学研推進室が分掌する事務は、次のとおりとする。

学研推進係

- (1) 関西文化学術研究都市高山地区に関すること。
- (2) 関西文化学術研究都市の立地施設等との連携に関すること。

第37条建築指導係の項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 特定空家の指導に関すること。

第37条建築審査係の項第9号中「空き家等適正管理委員会」を「空き家バンク及び空き家等適正管理委員会」に改め、同条開発指導係の項に次の1号を加える。

- (7) 空き家の適正管理の啓発に関すること。

第38条中「みどり景観課」を「みどり公園課」に改め、同条緑化推進係の項を次のように改める。

公園管理係

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。

- (2) 街路樹の維持管理に関すること。
- (3) 都市公園等の計画及び整備に関すること。
- (4) 都市公園等の台帳の整備及び保管に関すること。
- (5) 都市公園等の使用又は占用の許可に関すること。

第38条景観系の項中第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加え、同項を同条緑化景観系の項とする。

- (6) 緑の基本計画の推進に関すること。
- (7) 緑の保全と緑化の推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (8) みどりの基金に関すること。
- (9) グリーンボランティアの育成及び支援に関すること。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第3章中第42条の前に次の1条を加える。

（特命監）

第41条の3 必要に応じ、特命監を置くことができる。

2 特命監は、市長の命を受けて特命事項を処理する。

第45条第1項中「（子育て支援総合センターにあっては、所長。以下同じ。）」を削る。

第46条の次に次の1条を加える。

（課内室長）

第46条の2 課の室に室長（以下「課内室長」という。）を置くことができる。

2 課内室長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第47条第1項中「、こどもサポートセンター」及び「、副所長（子育て支援総合センターの副所長に限る。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「及び主幹」を「、主幹及び課内室長」に改め、同条第3項中「、副所長」を削る。

第48条第3項中「、こどもサポートセンター」を削る。

（生駒市行政経営会議規則の一部改正）

第2条 生駒市行政経営会議規則（平成25年5月生駒市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公室長」を「特命監、公室長」に改める。

第9条中「企画財政部企画政策課」を「市長公室政策企画推進課」に改める。

（生駒市庁舎管理規則の一部改正）

第3条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市民活動推進課長」を「人事課長」に改め、別表第2中「秘書広報広聴課長」を「秘書課長」に、「生活安全課長」を「防災安全課長」に改める。

（生駒市長の職務を代理する職員を定める規則の一部改正）

第4条 生駒市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和39年4月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「企画財政部長」を「総務部長」に改める。

（生駒市公印規則の一部改正）

第5条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表中

6	企画財政部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 企画財政 部長之印	企画財政で 部長名を 発する文 書	総務課長
7	環境経済部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 環境経済 部長之印	環境経済で 部長名を 発する文 書	環境モデル 都市推進 課長

を

6	総務部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 総務部 長之印	総務部長 名で発 する文 書	総務課長
7	地域活力創生部長印	てん書	縦横21mm	生駒市地 域活力創 生部長之 印	地域活力 創生部長 名で発 する文 書	環境モデル 都市推進 課長

に、

9	福祉部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 福祉部 長之印	福祉部長 名で発 する文 書	高齢施策 課長
---	-------	-----	--------	-------------------	-------------------------	------------

を

9	福祉健康部長印	てん書	縦横21mm	生駒市 福祉健康 部長之印	福祉健康 部長名 で発 する文 書	高齢施策 課長
---	---------	-----	--------	---------------------	-------------------------------	------------

に、

11	こども健康部長印	てん書	縦横21mm	生駒市こ ども健康 部長之印	こども健 康部長 名で 発する 文書	こども課 長
----	----------	-----	--------	----------------------	--------------------------------	-----------

を

11	削除	に
----	----	---

改め、別表の専用公印の表の1の項及び2の項中「秘書広報広聴課長」を「秘書課長」に改める。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第6条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中、「公室長」を「特命監、公室長」に改め、「主幹」の次に「、室長」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第7条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5の表中「公室長」を「特命監、公室長」に改め、「、子育て支援総合センター所長」を削り、「学校給食センターの所長」の次に「、子育て支援総合センターの所長」を加え、「こども課の指導主事」を「高齢施策課及び都市計画課の室長」に改め、「教育委員会事務局の主幹」の次に「こども課の指導主事」を加え、「、子育て支援総合センターの副所長、こどもサポートセンターの所長」を削り、「学校給食センター副所長」の次に「、子育て支援総合センターの副所長、こどもサポートセンターの所長」を加える。

(生駒市会計規則の一部改正)

第8条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長事務部局の課長、主幹」の次に「、課内室長」を加え、「、子育て支援総合センター所長、子育て支援総合センター副所長、こど

もサポートセンター所長」を削り、「学校給食センター副所長」の次に「、子育て支援総合センター所長、子育て支援総合センター副所長、こどもサポートセンター所長」を加える。

別表第1中

秘書広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
政策企画推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

改め、

市民活動推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
市民活動推進センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

削り、

危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

防災安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
消費生活センター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

改め、

企画政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

削り、

環境事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
清掃リレーセンタ	所管に係る徴収金の収納	所管係員	を

一 所長	所管に係る物品の出納保管	—
------	--------------	---

市民活動推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
市民活動推進センター所長	所管に係る徴収金の収納	所属係長
	所管に係る物品の出納保管	—
いこまの魅力創造課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
消費生活センター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

環境保全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
清掃リレーセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

高齢施策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

高齢施策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
高齢施策課地域包括ケア推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

改め、

こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
子育て支援総合センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
こどもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

削り、

都市計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

都市計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
都市計画課学研推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	

「みどり景観課長」を「みどり公園課長」に改め、

公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

削り、

教育委員会学校給食センター所長	所管に係る徴収金の収納	小・中学校長 所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

教育委員会学校給食センター所長	所管に係る徴収金の収納	小・中学校長 所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
子育て支援総合センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
こどもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	
	所管に係る物品の出納保管	—	

改める。

(生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の一部改正)

第9条 生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則（昭和42年12月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画財政部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。